

## 単位認定・卒業認定・専門士称号についての方針（ディプロマポリシー）

熊本歯科技術専門学校は、教育理念・教育目標に基づき定められた歯科技工士科・歯科衛生士の教育目標の達成に向けて、各科で養成する歯科医療専門職に必要なとされる知識・技術や人間性豊かで社会的に的確に順応できる「人間力」を身につけ、卒業に必要な単位を修得した学生に対し卒業を認定し、卒業証書を授与する。

また、専門士（医療専門課程）を称することができる。

単位認定については、学則第10条第5項に定めている。

### 学則

（学科課程及び単位・時間数）

#### 第10条

- 5 単位の認定は、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、本学則第12条及び第13条に基づき教務・成績判定会議において当該科目の内容を修していることを確認して、校長が認定する。但し、第24条第3号の規定により除籍された者については、校納金未納期間に係る単位を認定しない。

卒業認定・専門士称号については学則第26条及び第27条に定めている。

### 学則

（卒業の認定）

- 第26条 全科目を履修し単位を取得した者に対し、教務・成績判定会議の決議を経て校長が卒業を認定する。
- 2 校長が卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

（専門士の称号）

- 第27条 前条により課程を修了したと認定された者は、学校教育法第三十一条の二、及び学校教育法施行規則第八十六条に基づき、専門士（医療専門課程）を称することができる。